

運転資金利子補給助成金交付要綱

平成21年8月1日制定
公益社団法人 宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という。)は、事業者が金融機関から運転資金を借り入れた場合、運転資金の利子の一部を助成することにより、経営の安定に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、宮城県内に本支店がある金融機関から運転資金を借り入れ、その利子を支払っているトラック運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事務所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る。)以下「事業者」という。)とする。

(助成金)

第3条 助成金は、金融機関から受付期間中に運転資金を借入れた資金に係る利子とし、平成30年度内に支払う利子とする(千円未満切捨て)。

2 1事業者当たりの上限は20万円とする。

(助成金の交付申請)

第4条 事業者は、別紙様式の「運転資金利子補給助成金申請書」により助成金交付の申請を行う。

その際、借入申込書(写)及び返済予定表(写)など、運転資金の借入れ内容が確認できるものを添付する。

2 受付期間は、平成30年4月1日から平成31年2月28日まで(予算枠に達したときは、その時点まで)とする。

(交付対象の制限)

第5条 当該年度の近代化基金融資による借入れについては、これを対象としない。

2 第3条第1項の運転資金とは、人件費、燃料費、庸車費等に要する費用であつて、車両購入や物流施設・物流設備の整備に要する資金は対象としない。

3 社会保険料など未納の事業者についても、同様にこれを対象としない。

(助成金の交付)

第6条 宮ト協は、第4条による助成金の交付申請があつた場合は、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金を確定し、事業者に交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(報告の義務)

第8条 助成金の交付を受ける事業者は、宮ト協が必要と認める場合には、所要の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

附 則 この要綱は平成30年4月1日から施行する。

(受付No.)

運転資金利子補給助成金申請書

平成 年 月 日

公益社団法人宮城県トラック協会会長 殿

住 所

事業者名

代表者名

㊤

当社は、金融機関から運転資金を借入れましたが、運転資金利子補給助成金交付要綱の規定により、借入額の支払利子（平成30年度内の支払利子で、20万円を超えない額）について助成を受けたく、下記のとおり申請いたします。

助成申請額 円（千円未満切捨て）

1 申請明細

借入日	平成 年 月 日
借入金融機関	銀行・信金 支店
資金用途	(運転資金を具体的に)
借入金額	円
平成30年度 利子支払総額	円

2 添付書類

- (1) 借入申込書（写）又は金銭貸借契約証書（写）等
- (2) 返済予定表（写）又はこれに類するもの
- (3) 社会保険料納入告知書（写）又はこれに類するもの

3 振込先及び担当者名

振込先	金融機関 銀行・信金 支店	担当者	担当者名	
	口座番号（普通・当座）No		TEL 番号	- -
	(フリガナ) 口座名義		FAX 番号	- -